

## 議案第 77 号

川崎市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 10 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市市税条例等の一部を改正する条例

(川崎市市税条例の一部改正)

第 1 条 川崎市市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項第 5 号中「附則第 15 条第 18 項本文」を「附則第 15 条第 19 項本文」に改め、同項第 6 号中「附則第 15 条第 18 項ただし書」を「附則第 15 条第 19 項ただし書」に改め、同項第 7 号中「附則第 15 条第 28 項」を「附則第 15 条第 29 項」に改め、同項第 8 号中「附則第 15 条第 29 項第 1 号」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号」に改め、同項第 9 号中「附則第 15 条第 29 項第 2 号」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号」に改め、同項第 10 号中「附則第 15 条第 29 項第 3 号」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号」に改め、同項第 11 号中「附則第 15 条第 30 項第 1 号」を「附則第 15 条第 31 項第 1 号」に改め、同項第 12 号中「附則第 15 条第 30 項第 2 号」を「附則第 15 条第 31 項第 2 号」に改め、同項第 13 号中「附則第 15 条第 32 項第 1 号」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号」に改め、同項第 14 号中「附則第 15 条第 32 項第 2 号」を「附則第 15 条第 33 項第 2 号」

に改め、同項第15号中「附則第15条第32項第3号」を「附則第15条第33項第3号」に改め、同項第16号中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同項第17号中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同項第18号中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同項第19号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同項第20号中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第23項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則第25項を削り、附則第26項の見出し中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同項中「附則第30条第6項から第8項まで」を「附則第30条第2項から第4項まで」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同項第1号中「附則第30条第6項第1号」を「附則第30条第2項第1号」に、「前項第1号」を「次」に改め、同号に次の表を加える。

第64条第1項第2号 ア(イ)	3,900円	1,000円
第64条第1項第2号 ア(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第26項第2号中「附則第30条第7項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に改め、「軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次号において同じ。)」を加え、「前項第2号」を「次」に改め、同号に次の表を加える。

第64条第1項第2号 ア(イ)	3,900円	2,000円
--------------------	--------	--------

第64条第1項第2号 ア(ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第26項第3号中「附則第30条第8項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に、「前項第3号」を「次」に改め、同号に次の表を加え、同項を附則第25項とする。

第64条第1項第2号 ア(イ)	3,900円	3,000円
第64条第1項第2号 ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第27項中「附則第25項第1号から第3号まで及び」を削り、同項を附則第26項とし、附則第28項を附則第27項とし、附則第29項を附則第28項とする。

第2条 川崎市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第30項を附則第33項とし、附則第21項から附則第29項までを3項ずつ繰り下げる。

附則第20項中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、同項を附則第23項とする。

附則第19項に次の1号を加え、同項を附則第22項とする。

- (3) 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第63条の3第2号及び前号の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和

元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、

これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第18項を附則第21項とし、附則第15項から附則第17項までを3項ずつ繰り下げる。

附則第14項の次に次の3項を加える。

15 神奈川県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

16 神奈川県知事は、当分の間、附則第14項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを法第454条第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性

能割に関する規定を適用する。

- 1 7 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性  
能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算  
した金額を加算した金額とする。

附則に次の4項を加える。

(令和2年度分及び令和3年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例)

- 3 4 法附則第30条第2項から第4項までに規定する3輪以上の軽自動車  
に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車  
が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初めて道路運送車  
両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令  
和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車  
が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初めて同項後段の規定による車両番  
号の指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次  
のとおりとする。

- (1) 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車  
については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、  
それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第1項第2号 ア(イ)	3,900円	1,000円
第64条第1項第2号 ア(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- (2) 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項  
第3号に規定するガソリン軽自動車(次号において「ガソリン軽自動車」

という。)のうち3輪以上のものについては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第1項第2号 ア(イ)	3,900円	2,000円
第64条第1項第2号 ア(ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- (3) 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前号の規定の適用を受けるものを除く。)については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第1項第2号 ア(イ)	3,900円	3,000円
第64条第1項第2号 ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 35 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車  
が前項第1号から第3号までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に  
該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第  
30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において  
同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

36 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第66条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第70条及び第71条の規定を除く。）を適用する。

37 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 川崎市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第37項を附則第38項とし、附則第36項を附則第37項とし、附則第35項中「前項第1号」を「附則第34項第1号」に改め、「までの次に「及び前項」を加え、同項を附則第36項とする。

附則第34項の次に次の1項を加える。

（令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例）

35 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該

軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めて同項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、前項第1号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 川崎市市税条例の一部を改正する条例（平成29年川崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中川崎市市税条例附則第29項を附則第35項とし、附則第28項を附則第34項とする改正規定を削る。

第2条中川崎市市税条例附則第27項を改め、同項を附則第33項とし、附則第26項を附則第32項とし、附則第15項から附則第25項までを6項ずつ繰り下げる改正規定を次のように改める。

附則第25項から附則第28項までを削り、附則第24項を附則第30項とし、附則第15項から附則第23項までを6項ずつ繰り下げる。

第2条中川崎市市税条例附則第14項（見出しを含む。）を改め、同項を附則第20項とする改正規定を次のように改める。

附則第14項の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項中「附則第30条第1項」を「附則第30条」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項を附則第20項とする。

附則第1項、第2項及び第4項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第5項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第7項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第9項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項及び第4項の規定は令和元年10月1日から、第3条及び附則第5項の規定は令和3年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の川崎市市税条例附則第25項及び第26項の規定は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の川崎市市税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 4 第2条の規定による改正後の川崎市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。
- 5 第3条の規定による改正後の川崎市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和4年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割及び種別割の税率の特例措置を講ずること等のため、この条例を制定するものである。